

生活環境に関連した補助金等について（お知らせ）

住民生活課

◎不法投棄の撤去を行う方を支援します。

町民の生命、財産、健康への悪影響を防止し、不法投棄の抑制を図るため、不法投棄廃棄物の撤去等にかかる費用の一部を補助しています。

補助の内容と申請方法

補助金額	(1) 運搬車両、重機等の借上げ等に要する経費 …… 1/2 (2) 撤去した廃棄物の処分に要する経費 …… 全額 ※上記(1)と(2)の合算後、1,000 円未満を切り捨て
補助対象	北栄町内の自治会所有地または個人所有地の 不法投棄廃棄物処理を実施する人 ※ただし、申請者自ら撤去作業等を実施する必要があります。

◎不法投棄防止看板を貸与します。

ポイ捨て等が多く発生する場所に設置すると、抑止につながります。

特に不法投棄現場の清掃後に設置すると効果的です。

◎猫の避妊・去勢手術を行う方を支援します。

猫のむやみな繁殖を防ぐことで、飼い主のいない猫による地域トラブルを防止するとともに、やむを得ず殺処分される不幸な命を減らすため、猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助します。

補助の内容と申請方法

補助金額	(1) 飼い主のいない猫 …… 2/3 （上限 10,000 円） (2) 飼い猫 …… 1/2 （上限 5,000 円）
補助対象	北栄町に住民登録があり、猫の避妊・去勢手術を実施した人 ※(2) 飼い主のいない猫は、避妊・去勢手術時に 耳先カット（手術済みの目印）の施術をしてもらってください。

猫の苦情は増加していますが、猫を捕獲して駆除したりすることは禁じられています。飼い主のいない猫に対して、無責任にエサを与えるのではなく、エサを与える場合には、責任を持ってトイレを設置したり、周辺の美化を図ったりする等、地域トラブルをふせぐよう努めましょう。